

## 中国における知的財産権侵害を主張する際 のリスク【その2】

天達共和法律事務所

管 冰



天達共和法律事務所は1993年に設立された天達法律事務所と1995年に設立された共和法律事務所が2014年に合併した事務所である。所属弁護士、弁理士は数百名におよぶ総合法律事務所である。弁護士である管冰氏は2001年より弁護士活動を開始し、特許、商標、著作権、不正競争防止等の知的財産分野を中心に、多くの日本企業及び中国企業にリーガルサービスを提供している。

中国における知的財産権侵害に際して、権利者は自らの権利に基づき警告書の送付、財産保全命令などの訴訟前禁止命令の申立て、侵害訴訟の提起など様々な手段を講じて権利侵害を主張できる。しかし、警告書中に権利の不当な行使にあたる内容を含めないこと、無効宣告を受けることがないように主張する権利の有効性を確認すること、悪意による侵害訴訟の提起と認定される要素がない旨を確認することなど、権利主張に際しては損害賠償請求等を相手方から受けることがないように留意する必要がある。中国における知的財産権侵害を主張する際のリスクについて解説する全2回のシリーズの後編。

【その1】からの続き

### ■ 訴訟において生じ得るリスク

#### (2) 財産保全措置を受けるリスク

中国の民事訴訟法第100条および第101条は、財産保全には訴訟前財産保全と訴訟中財産保全とが含まれると規定しており、知的財産権侵害訴訟においても同様にこの条項が適用される。侵害者の行為またはその他の理由により執行が難しい場合、または当事者にその他の損害案件を発生させる場合には、権利者は訴訟前または訴訟中において裁判所に対し、その財産保全を行なうこと、ある特定の行為をすること（特定履行）、またはある特定の行為をしないことを命じるよう請求することができる。

口座凍結は財産保全においてよく用いられる手段である。ただし、保全が不当なものであったために被保全人が損失を被った場合には、保全を申立てた側が、被保全人の被った損失を賠償しなければならない。

### ケーススタディ

江蘇精一電気科技有限公司（以下、「精一公司」という）は2010年8月、実用新案権を侵害されたとして浙江華工電気有限公司（以下、「華工公司」という）を相手取り訴訟を提起した。精一公司は財産保全を申し立て、華工公司の銀行預金53万元を凍結した。

しかし、訴訟の結果、復審委員会は係争実用新案権を無効と宣告し、これを受けて温州市中級人民法院は精一公司の訴えを棄却し、係争銀行口座の凍結を解除する判決を下した。

華工公司はただちに精一公司を訴え、財産保全により被った経済的損失を賠償するよう樂清市法院に要求した。同法院は一審判決で華工公司の訴訟請求を支持し、精一公司に対し、経済損失として3.4894万元を華工公司に賠償するよう命じる判決を下した。

このように、知的財産権をめぐる訴訟において権利者が訴訟前または訴訟中の保全を望む場合、保有する知的財産権の有効性および知的財産権案件の勝訴率を踏まえて詳細に分析・判断する必要がある。さもないと、権利無効と認定された場合、または権利侵害行為が成立しないと認定された場合に、被保全人が損失を被ったとして反訴してくる可能性もある。

### **(3)知的財産権侵害訴訟において主観的な悪意を認定されるリスク**

知的財産権者が侵害者を相手取り民事訴訟を提起することは、自らの権利を保護するための重要な手段の一つである。しかし、原告が実体権利を欠き、または正当な理由や事実の裏づけがないのに民事訴訟を提起し、主観的な悪意があると裁判所

から認定されると、原審被告から反訴され、逆に損害賠償を支払うよう命じる判決を受けることもある。

### ケーススタディ

呉江市のバルブ製造工場の李工場長は2006年8月、江蘇省揚中市通発公司の取締役社長の陳氏が実用新案権を侵害するバルブ製品を生産・販売しているとして、南京市中級人民法院に侵害訴訟を提起した。

被告である通発公司は無効宣告請求を復審委員会に提出した。復審委員会は、本実用新案と同一の発明が国家標準として既に開示されていたことから、本実用新案は新規性及び創造性を欠くとして無効とする決定を下した。

当該実用新案の無効が確認された後、瑕疵ある権利に基づく実用新案権侵害訴訟の提起により損害を被ったとして、原審被告である通発公司は原審原告である李工場長を江蘇省南京市中級人民法院に提訴した。

裁判所は審理の結果、「李工場長は長年にわたりバルブ製造工場の作業場主任と工場長の職務にあり、この業界に従事する技術者としてバルブの国家基準については熟知しているはずである。それにもかかわらず、李工場長は、既に国家標準として公開されている技術を実用新案として出願しており、これは信義誠実を欠く行為であるとみなされる。そして、李工場長が他人に損害を与えることを目的として、悪意を持って最初から無効な実用新案権を侵害されたと主張して訴訟を提起したため、通発公司が損害を被る結果をもたらした。したがって、相応の民事賠償責任を負うべきである」との判決を言い渡した。

中国には主観的な悪意をもって提起された知的財産権侵害訴訟の取り扱いを定めた法律規定はない。現在までに、悪意をもって知的財産権侵害訴訟を提起したとして権利侵害行為と認定されたうえ、賠償支払いを命じる判決を受けた事例では、主として民法通則106条2項の「公民および法人は、故意または過失により、国

若しくは集団の財産を侵害し、または他人の財産若しくは人身を侵害した場合には、民事責任を負わなければならない」との規定が適用されたケースがほとんどである。

#### ■参考情報

- ・中国専利法 第 66 条
- ・中国商標法 第 65 条
- ・中国著作権法 第 50 条
- ・中国民事訴訟法 第 100 条、第 101 条
- ・中国民事通則 第 106 条

(完)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)